

みんなで考える これからのまちづくり

～ 町民の手で「まちの憲法」をつくらう ～

これからのまちづくりを町民の皆さんと一緒に進めていくために、今年度から自治の基本的なルールを盛り込んだ「まちづくり基本条例（仮称）」の策定に向けた取り組みに着手しています。

今月号では、昨年12月9日にゆめホール知床で開催した「まちづくり基本条例（仮称）策定に向けた町民研修会」での講演内容とアンケート結果の概要を掲載します。なお、紙面の都合上、講演内容は要約しています。

まちづくり基本条例を 考える前提

自治体の活動は、住民の参加と決定に基づいて行われる「住民自治」、行政サービスを自ら決定し、自ら実施する能力をもつ「完結性」、活動に要する経費を自ら負担できる「自主財源」の3条件を基本として考えておく必要があります。

平成12年以降、市町村は住民の生活すべてについて総合的に面倒をみる行政体であるべきという発想から「基礎自治体」や「総合行政主体」という言葉が使われるようになり、それが市町村合併の基本論理となりました。また、財政に関しては、夕張問題をきっかけに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」ができて、新たな財政指標による早期の財政再建を図る仕組みが制度化されるなど、現在の役所の仕事は縮小型傾向になってきています。

分権改革の歴史

80年代は、地方のことは地方に任せることによって国の支出を減らそうという行政改革としての地方分権でした。



〈講師〉北海学園大学法学部 佐藤克廣教授

それが90年代に入ると、中央から地方への権限移譲としての分権という発想が出てきて、単に仕事を分配するのではなく、判断する権限を地方に渡すという地方分権改革が主な目標になりました。

こうした分権改革を経て自治の充実を考えなければならぬ時代だと感じられるようになり、そのひとつの手掛かりとして、住民参加の条例やまちづくり基本条例がたくさん作られるようになってきました。しかし、今も行政改革としての地方分権という要素が全くなくなつたわけではなく、特に小泉改革の流れの中では、分権改革は行政改革を少なからず意図したものに なつていったと言えます。その典型が市町村合併の推進です。住民の自己決断を主張しながら、片方で国や道府県の仕事が市町村に押しつける論理として「総合行政主体」が言われたわけですから、これが

自治の充実

自治体に混乱を引き起こしているのです。

自治の充実をどのように確保するのか。町全体の中での位置づけを考えた町民参加が必要で、

町政の方向性は、町長と議会による二元代表制により決定されますが、そこに至る前提として何が必要かというところが、まさに自治の問題です。先ほど「ゆめホール知床」を見させていただきましたが、大変きれいな建物で町民が熱心に議論されてつくられたと聞いております。しかし、これは単発的な町民参加です。単発での町民参加も必要ですが、これからは町全体の中の位置づけを考えた参加が必要です。



▲研修会には、86人の参加がありました。

これからの自治に必要な条件

ひとつは「情報公開と共有」です。役場のもっている情報を町民に提供するだけではなく、町民の皆さんが持っている情報もきちんと役場に提供し、お互いが共有することが必要です。もうひとつは「公共を考える町民」です。これは、なかなか簡単なことではありませんが、「時々自分ごとだけじゃなく、町のこと考えてみよう」という発想を広げて、町全体を考えると住民が増えてくるとそのまちは必ず良くなっていくはずで、これには町民の声をきちんと聞き届ける町長、議会、行政の存在が前提です。

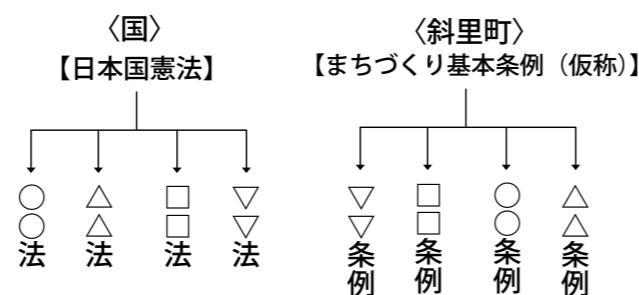
まちづくり基本条例の使命と役割

まちづくり基本条例の基本原則は「最高規範性」です。法の上に憲法や基本法があり、法をつくる際の基本になる考え方が決められているように、基本条例の下に個別の条例をつくり、その基本となる原則がまちづくり基本条例の中に盛り込まれているという構造になるのが理想的

条例をつくる過程が重要

まちづくり基本条例はつくる過程が非常に重要です。できたら終わりではなく、きちんと活用していかなければなりません。絵にかいた餅にならないことです。

基本条例策定の取り組みは行政職員の意識改革といわれますが、必要なのは職員だけではなく、皆さん町民の意識も変えていくことが必要です。策定議論は、町民の意識改革のチャンスでもあります。従来から一般的にお任



です。

町民研修会 参加者アンケート結果(抜粋)

◆アンケート集計概要

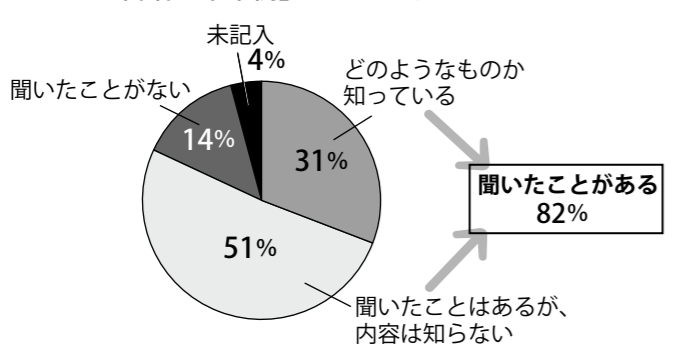
- 実施日 平成21年12月9日
- 対象 研修会参加者
- 実施方法 会場で配布し回収。
- 参加者 86人
- 回答者 77人
- 回答率 90%



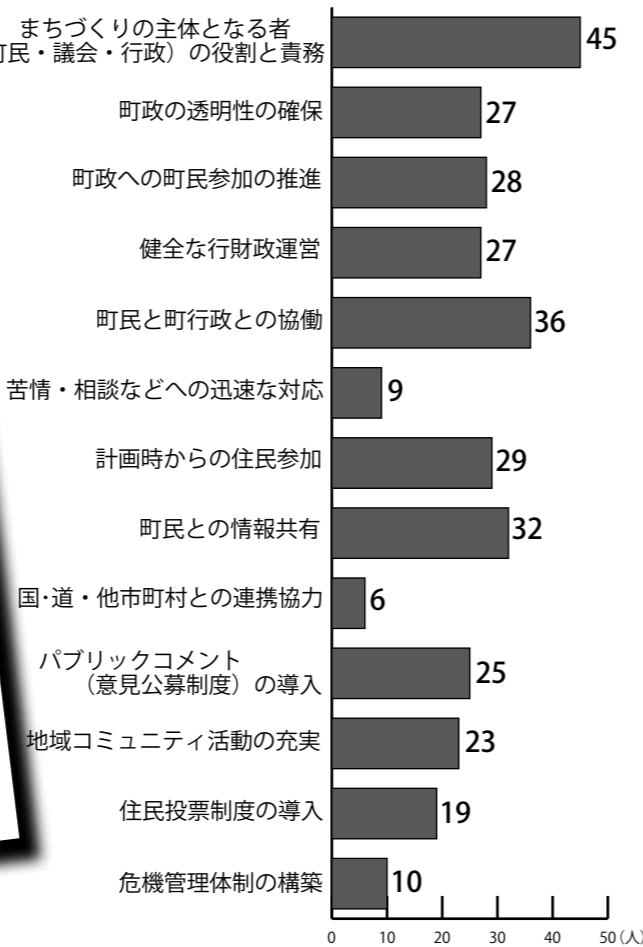
※講演内容の全文とアンケート調査結果は、斜里町ホームページ「まちづくり基本条例」のページで閲覧いただけます。
(http://www.town.shari.hokkaido.jp)

せ型の民主主義になっていると言われていますが、これからはどのように役場が動いているか、どういうことを目指しているかについて町民の皆さんも考えていくと、もっともつと良いまちづくりができるのではないのでしょうか。

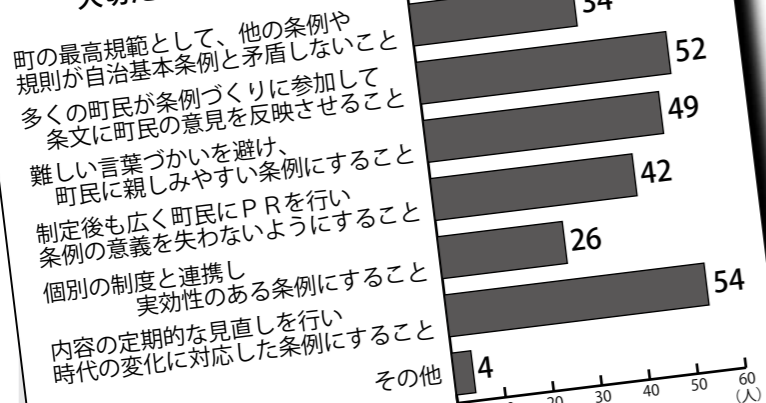
この研修会に参加するまで「まちづくり基本条例」または「自治基本条例」について、知っていましたか？



町政運営の基本的なルールとして、斜里町のまちづくり基本条例にどのようなものを盛り込むべきだと思いますか？(5つまで選択可)



基本条例を制定するうえで、どのようなことが大切だと思いますか？(複数回答可)



このアンケート結果は今後の条例づくりの参考にさせていただきます。